



平成29年7月21日
財 務 局

平成30年度東京都予算の見積方針のポイント

平成30年度予算の位置づけ

将来を見据えて財政の健全性を堅持しつつ、東京2020大会の成功とその先の未来に向け、東京が持続的成長を続けていくため、都政に課せられた使命を確実に果たしていく予算

基本方針

- ① 東京が直面する諸課題の解決と成長創出に向けて果敢に取り組むとともに、3つのシティの実現、「新しい東京」の創出をめざし、東京の持つ無限の可能性を引き出す取組を積極的に推進すること
- ② 中長期にわたって施策展開を支える強固な財政基盤を堅持するため、従来にも増して創意工夫を凝らし、より一層無駄の排除を徹底するなど、ワイズスペンディング（賢い支出）で都民ファーストの視点に立った取組を推進すること
- ③ 東京2020大会の開催準備に係る取組を着実かつ効果的に進めること

ポイント

- 「人が生きる、人が輝く東京へ 重点政策方針2017」の実現に向けた取組をはじめ、「2020年に向けた実行プラン」の事業案のうち、新規・拡充を行うものについてはシーリングの枠外
- その他の事業は、原則としてゼロシーリングを継続
- 事業評価においては、施設の整備・改修や重要資産の購入等について、統計データや技術的指標などの「客観的指標に基づく評価」を新たに実施

日程

- 10月中旬 各局からの予算要求締切り
- 1月下旬 平成30年度予算案発表予定

【問合せ先】
財務局主計部財政課
電話 03-5388-2669

29財主財第 65 号

平成29年 7 月 21日

殿

東京都副知事

安 藤 立 美

川 澄 俊 文

中 西 充

山 本 隆

平成30年度予算の見積りについて（依命通達）

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復していくことが期待されるものの、潜在成長力や消費の伸び悩み、アメリカの金融政策正常化の影響やアジア地域での景気の下振れリスクなど、今後の景気の動向には注視が必要である。

一方、都税収入については、平成 28 年度の国の税収が 7 年ぶりに前年度を下回る見通しであることに加え、平成 30 年度税制改正に向け、国は本年 4 月より地方消費税の清算基準の見直しの検討を開始するなど、都の財源が奪われる動きもあり、減収のリスクに留意する必要がある。

こうした中、今日の都政には、待機児童の解消、団塊世代が後期高齢者となる 2025 年を見据えた高齢者対策の推進、災害に強い都市づくりなど、東京が直面する課題の解決に向け、時機を逸することなくスピード感を持って実効性の高い施策を確実に推進していくことが求められる。

同時に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功と、次世代に継承するレガシーの構築に向け、万全を期すとともに、国際金融都市の実現や、成長分

野の発展など、世界の都市間競争に勝ち抜き、2020年のその先も、東京が日本の成長エンジンとして、日本全体の持続的成長につながる施策を積極的に展開していくことが求められる。

都政に課されたこれらの課題に対し、施策を戦略的に展開していくためには、従来にも増して創意工夫を凝らし、より一層無駄の排除を徹底するなど、不断の改革を進め、施策展開の基盤となる財政対応力を中長期的に堅持していく必要がある。

このため、新たに、客観的事実に基づき事業の妥当性等を検証するエビデンス・ベースによる評価を実施するなど、これまで着実に成果を積み上げてきた事業評価について更なる深化を図り、一つひとつの施策の効率性や実効性の向上につなげていく。

平成30年度予算は、将来を見据えて財政の健全性を堅持しつつ、東京2020大会の成功とその先の未来に向け、東京が持続的成長を続けていくため、都政に課せられた使命を確実に果たしていく予算として、

第一に、東京が直面する諸課題の解決と成長創出に向けて果敢に取り組むとともに、3つのシティの実現、「新しい東京」の創出を目指し、東京の持つ無限の可能性を引き出す取組を積極的に推進すること

第二に、中長期にわたって施策展開を支える強固な財政基盤を堅持するため、従来にも増して創意工夫を凝らし、より一層無駄の排除を徹底するなど、ワイズスペンディング（賢い支出）で都民ファーストの視点に立った取組を推進すること

第三に、東京2020大会の開催準備に係る取組を着実かつ効果的に進めることを基本として編成することとする。

したがって、平成30年度予算の見積りに当たり、各局は、この基本方針の下、下記により予算見積書を作成し、別に定める期日までに提出されたい。

この旨、命によって通達する。

記

1 平成30年度予算は、東京が直面する諸課題の解決と成長創出に向けて果敢に取り組むとともに、3つのシティの実現、「新しい東京」の創出を目指し、東京の持つ無限の可能性を引き出す取組を積極的に推進し、同時に、中長期にわたって施策展開を支える強固な財政基盤を堅持するため、従来にも増して創意工夫を凝らし、より一層無駄の排除を徹底するなど、ワイズスペンディング（賢い支出）で都民ファーストの視点に立った取組の推進、さらには東京2020大会の開催準備に係る取組を着実かつ効果的に進めるため、以下に掲げる方針に基づき、経費の見積りを行うこと。

(1) 都の行う全ての施策及びその実施体制について、事後検証を一層強化し、制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性等を厳しく吟味するとともに、抜本的な対策が必要な課題に対しては直ちに対応を図るなど、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らし、引き続きコストの縮減を図るとともに、質の確保やサービスの向上の観点も踏まえつつ、過去の決算や執行状況について徹底した分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえた見積りとする

こと。
事業評価については、終期を迎える事業の事後検証を徹底するなど、これまで進めてきた取組を不断に実施することはもとより、施設の整備・改修や重要資産の購入等について、統計データや技術的指標などの客観的事実に基づき、事業の妥当性等を検証するエビデンス・ベースによる評価を実施するなど、その取組の更なる強化を図ること。

(2) 「人が生きる、人が輝く東京へ 重点政策方針2017」に掲げられた戦略の実現に向けた積極的な取組をはじめ、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」を着実に推進させる政策の展開については、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」の政策のブラッシュアップについて（依頼）」（平成29年7月21日付29政計第111号）に基づき、事業案を作成し、必要な経費を要求すること。

なお、事業案のうち、新規・拡充を行うものについてはシーリングの枠外とするが、要求に当たっては、「2020年に向けた実行プラン事業実施状

況調査」の結果を踏まえるとともに、これまでの取組や新たな施策展開に対する事業の効率性・実効性等について、事業評価の取組を強化すること等により、十分に分析・検証を行うこと。

(3) 「2020改革」の取組に係る事業については、「「2020改革プラン(仮称)」について(通知)」(平成29年7月21日付29総行革行第322号)に掲げる、局事業の自律的かつ総合的な見直し、業務の効率化、生産性向上といった視点及び「2020改革」の取組の成果(事業ユニット分析等)を十分に踏まえ、必要な経費を見積もること。

(4) 経費については、別紙の基準に基づいて区分し、所要額を見積もること。
なお、特例的取扱いを別紙のとおり定めるので、各局において、事業見直しや歳入の確保などを積極的に行うこと。

ア 義務的経費については、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査した上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

イ 自律的経費については、経常的・定型的な事業に対し、各局が分析・検証を通じた自主的・自律的な見直し・再構築を行い、各局の責任において規模・単価等積算根拠を十分精査した上で、平成29年度予算額の範囲内で所要額を見積もること。

ウ 政策的経費については、事業の必要性などの検証をあらゆる角度から徹底して行うとともに、全体計画など後年度の負担はもとより、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠についても十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

なお、原則として平成29年度予算額の範囲内とするが、これにより難しいときは、事前に財務局と協議の上、必要な経費を要求すること。

エ 指定事業については、別途財務局が指定することとし、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査し、事前に財務局と調整の上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

(5) 全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底して行うことで、一層の無駄の排除や事業の有効性・実効性の確保につなげていくこと。

(6) 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性などを厳しく見極めるとともに、施策のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直し・再構築を前提として、都政の重要課題への集中的な対応に向けて、後年度の負担を明らかにした上で必要な経費を見積もること。

2 職員定数については、事業評価による検証などを強化し、事務事業の必要性などを厳しく吟味するとともに、民間活力をより一層活用するなど、業務執行方法の抜本的な見直しを図り、人的資源を最大限に活用し、解決すべき重要課題にマンパワーをシフトするなど、職員配置の最適化を進めること。

あわせて、業務を着実に遂行する観点から、多様な人材の確保・活用を進めながら、重層的で機動性の高い執行体制を構築すること。

3 東京都監理団体については、都と共に新たな都政課題や都民ニーズに的確に対応していく責を有していることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、都の施策や団体を取り巻く環境の変化に応じて、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行うとともに、多様な視点から経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、監理団体に対する財政支出については、事業評価の取組を強化し、都事業としての事業効果や効率性を高めるとともに、団体で実施する妥当性等についても評価を行うこと。

また、監理団体の経営の効率化、自立化の促進及び都と監理団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

なお、報告団体に対する財政支出についても、事業評価の取組を強化し、内容や方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

4 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、区市町村や民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、積極的に見直すこと。

また、都から区市町村への財政支援については、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ること。

5 庁舎など施設の新築、改築及び改修等については、「第二次主要施設 10 年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方に基づき、あらゆる施設

について、事業の在り方を踏まえた整備の必要性を検証するとともに、手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を見積もること。

事業用地の先行取得に係る経費については、事業そのものの必要性などを十分検証した上で要求すること。

また、施設の管理運営等において、既存施設も含め、事業評価の取組を強化し、民間活力を適正かつ積極的に活用するなど、効率的な執行体制の実現に努めること。

- 6 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

- 7 歳入の見積りに当たっては、財源の的確な把握はもとより、事業評価の取組を強化した上で、更なる収入確保を図ること。

(1) 都税収入については、引き続き徴税努力を行い、徴収率の一層の向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

(2) 国庫支出金については、国の経済・財政一体改革や予算編成の動向を踏まえつつ、都にとって不合理な制度設計や運用等のないよう関係省庁に対し、強く求めるとともに、都の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

(3) 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、原価計算に基づき見直しを行うこと。

(4) 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、収入の確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ることにより、収入の確保に努めること。

(6) 集中的・重点的な財源投入により、積極的に施策展開を行う取組につい

ては、充当可能な基金の活用に努めること。

8 予算の見積りに当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たすものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかなどを十分に検証すること。

9 公営企業管理者においては、所管事業の経営状況を的確に踏まえ、更なる企業努力の徹底により、事務事業や執行体制について不断の検証を徹底し、職員定数の一層の見直しを進めるなど、経費を十分に精査し、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

| 区 分 | 経 費 の 内 容 |
|-------|---|
| 義務的経費 | <p>予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、基礎的計数の精査により経費が積算されるもの</p> <p>① 給与関係費（時間外勤務手当等を除く。）</p> <p>② 公債費及び過年度分利子補給経費</p> <p>③ 税連動経費及びこれに準ずる経費</p> |
| 自律的経費 | <p>予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、各局がその責任において自律的に取り組むべき事務事業に要する経費</p> <p>① 管理事務費、施設運営事務費、維持管理費（情報システム経費を含む。ただし、システムの改善に要する経費は除く。）、法令運用事務経費その他経常的・定型的な経費</p> <p>② 投資的経費のうち、その内容が経常的・維持補修的なもの</p> |
| 政策的経費 | <p>事務事業の構築や予算額の算定に当たって、政策的判断を要する経費</p> |
| 指定事業 | <p>一定以上の規模を有し、その性質上シーリングになじまないと考えられる事業のうち、別途財務局が指定するもの</p> |

【特例的取扱い】

- ① 特定財源が事業費と同額又はこれを上回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。
- ② 特定財源が確実に増となると見込まれることにより、一般財源が前年度と同額又はこれを下回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。

できる。

- ③ 人員削減を伴う事業の見直しを行った場合には、人件費を含めた事業見直しによる効果分について、シーリングによる削減分として取り扱うことができる。